

官報

大蔵省印刷局発行

目次

省令

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林三二)

告示

○指定統計調査の結果が公表された刊行物の名称および発行の年月日を告示(行政管理庁三六)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛庁一三一)

○助産婦養成所に関する件(厚生二〇九)

○看護婦養成所に関する件(同二一〇、二一一)

○種馬鈴しよ検査規程の一部を改正する件(農林六九〇)

○植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を定める件の一部を改正する件(同六九一)

○アルコールの売渡し価格を定める等の件(通産三三二)

○沖縄県の区域において日本薬局方アルコールの製造に使用するアルコールの売渡し価格を定める件の一部を改正する件(同三三三)

○アルコール(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十一条第一項の日本薬局方に取められたアルコール及び試験のアルコールを除く)の売渡人の販売価格を定める等の件(同三三三)

○沖縄県の区域において日本薬局方アルコールの製造に使用するアルコールの売渡人の販売価格を定める件の一部を改正する件(同三三四)

○運輸審議会の答申があつた件(運輸二九五~三〇三)
○郵便局の電気通信業務を廃止する件(郵政四九一、四九二)

人事異動

総理府 国防会議事務局 外務省 労働省 最高裁判所

叙位・叙勲

皇室事項

官庁報告

官庁事項

認可状下付(外務省)

公告

官庁(営業保証金取戻し関係)
裁判所(相続・公示催告・除権判決・破産更生関係)
地方公共団体(行旅死亡人関係)
公共企業体等(共済組合定款の一部変更・厚生年金・高圧ガス取締法及び液化石油ガス法に基づく講習会関係)
会社その他

省令

○農林省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項及び第十五條第二項において準用する第十一條第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和四十九年七月二十四日
農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号中「田子の浦」の下に、「御前崎」を、「高知」の下に、「須崎」を、「四門」の前

告示

○行政管理庁告示第三十六号

統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第七條第三項の規定に基づき、指定統計調査の結果が公表された刊行物の名称および発行の年月日を次のとおり告示する。
昭和四十九年七月二十四日

指定統計の名称	刊行物の名称	発行の年月日	備考
事業所統計	昭和47年事業所統計調査報告第2巻その9新木	8.31	総理府統計局
果	その19山梨果	6.30	
	その31鳥取果	7.31	
	その32鳥取果	8.31	
	その35山口果	8.30	
労働力調査	労働力調査報告(昭和48年9月分)	8.31	
	労働力調査特別調査報告(昭和48年3月分)	11.30	
小売物価統計	小売物価統計調査報告(昭和48年8月分)	11.15	
	消費者物価指数月報(昭和48年9月分)	11.30	
家計調査	速報東京区部(昭和48年10月分)	11.13	
	速報(昭和48年9月分)	11.30	
全国物価統計	昭和46年全国物価統計調査報告第6巻その1	7.31	大蔵省証券局
	財政金融統計月報第200号	11.30	大蔵省証券局
法人企業統計	全国物価統計		農林省農林経済局統計情報部
牛乳製品統計	牛乳製品に関する統計(12月分)		

下に、「刈田」を加え、同条第二項第三号中「留萌」の下に、「能代」を加え、「御前崎」及び「須崎、刈田」を削り、「細島」の下に、「運天」を加える。
第三十二條第一項中「期間内」を「期限まで」に改める。

附則

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
2 改正後の植物防疫法施行規則第三十二條第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。